

2017年1月 地震保険制度改定の概要

1. 損害区分の細分化

損害区分と保険金の支払割合

改定前(3区分)	
損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%(時価が限度)
半損	地震保険金額の50%(時価の50%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)



改定後(4区分)	
損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%(時価が限度)
半損	地震保険金額の60%(時価の60%が限度)
	地震保険金額の30%(時価の30%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)

- 地震保険は、保険金を迅速に支払うため、損害区分を簡素にして損害認定を行っています。しかし、政府の有識者会合で、わずかな損害割合の差で保険金に大きな格差が生じ得ることについて指摘があり、損害区分を細分化することになりました。
- 細分化により、①保険金支払割合の格差の縮小、②半損の中でもより深刻な被害を受けた契約者に対する補償の充実、③実際の損害割合と保険金支払割合の数字が近づくなどの効果が得られることとなります。

損害区分の認定基準

改定前(3区分)	損害の程度	認定基準				家財	
		建物				家財の損害額が	
	全損	主要構造部の損害額が	建物の時価の50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延べ床面積の70%以上	家財の損害額が	家財全体の時価の80%以上
	半損		建物の時価の20%以上50%未満		建物の延べ床面積の20%以上70%未満		家財全体の時価の30%以上80%未満
	一部損		建物の時価の3%以上20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合		家財全体の時価の10%以上30%未満



改定後(4区分)	大半損	主要構造部の損害額が	建物の時価の40%以上50%未満	焼失または流失した床面積が	建物の延べ床面積の50%以上70%未満	家財の損害額が	家財全体の時価の60%以上80%未満
	小半損		建物の時価の20%以上40%未満		建物の延べ床面積の20%以上50%未満		家財全体の時価の30%以上60%未満

※全損および一部損の認定基準は変更なし。

2. 保険料率の改定

- 地震保険料率は、政府の地震調査研究推進本部が公表する「確率論的地震動予測地図」をもとに、損害保険料率算出機構が算出します。
- 料率機構が、2014年版の予測地図や料率算出に用いる各種基礎データをもとに計算したところ、多くの地域で保険料率の引上げが必要な状況となりました。
- 料率の引き上げ幅については、政府の有識者会合から「契約者の負担感軽減と加入率確保の観点から、数段階に分けて料率引き上げを行うことも考えられる」という提言を受け、3段階に分けて改定することになりました。1段階目にあたる今回の改定では、全国平均で約5.1%の引き上げとなります(2段階目以降の時期は未定)。

地震保険金額1,000万円あたり(割引適用なしの場合)

都道府県	イ構造※				ロ構造※			
	保険料		改定額	改定率	保険料		改定額	改定率
	改定前	改定後			改定前	改定後		
岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	6,500円	6,800円	+300円	+4.6%	10,600円	11,400円	+800円	+7.5%
福島	6,500円	7,400円	+900円	+13.8%	13,000円	14,900円	+1,900円	+14.6%
北海道、青森、新潟、岐阜、京都、兵庫、奈良	8,400円	8,100円	▲300円	▲3.6%	16,500円	15,300円	▲1,200円	▲7.3%
宮城、山梨、香川、大分、宮崎、沖縄	8,400円	9,500円	+1,100円	+13.1%	16,500円	18,400円	+1,900円	+11.5%
愛媛	11,800円	12,000円	+200円	+1.7%	24,400円	23,800円	▲600円	▲2.5%
大阪	13,600円	13,200円	▲400円	▲2.9%	24,400円	23,800円	▲600円	▲2.5%
茨城	11,800円	13,500円	+1,700円	+14.4%	24,400円	27,900円	+3,500円	+14.3%
徳島、高知	11,800円	13,500円	+1,700円	+14.4%	27,900円	31,900円	+4,000円	+14.3%
埼玉	13,600円	15,600円	+2,000円	+14.7%	24,400円	27,900円	+3,500円	+14.3%
愛知、三重、和歌山	20,200円	17,100円	▲3,100円	▲15.3%	32,600円	28,900円	▲3,700円	▲11.3%
千葉、東京、神奈川、静岡	20,200円	22,500円	+2,300円	+11.4%	32,600円	36,300円	+3,700円	+11.3%

※イ構造:主としてコンクリート造、鉄骨造の建物 ロ構造:主として木造の建物

3. 割引確認資料の拡大

- 対象となる確認資料の範囲が広がり、割引を適用しやすくなります。

改定の対象となる地震保険割引	改定後の取扱い
免震建築物割引・耐震等級割引	登録住宅性能評価機関 ^(※) により作成された書類のうち、対象建築物が免震建築物割引であること、または対象建築物の耐震等級を証明した書類については、その資料の名称によらず確認資料とすることができる。 ※登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含む。
耐震等級割引	登録住宅性能評価機関等の発行書類だけでは耐震等級が一つに特定できないが、登録住宅性能評価機関等への届出書類で耐震等級を一つに特定できる場合、その耐震等級の割引を適用することができる。
建築年割引	建築年割引が適用されていることが確認できる保険証券等であれば、新築年月の記載がなくても確認資料とすることができる。